

## 第2回小田原市市民活動推進協議会 会議録

1 日 時：10月26日（月）13：30～

2 場 所：小田原市役所議会会議室

3 出席者：前田委員長、神馬副委員長、佐伯委員、益田委員、瀬戸委員、山田委員、芳川委員、石川委員、山崎委員

事務局：市川課長、府川副課長、村田係長、小澤主査、神主事

4 欠席者：堀池委員

5 資料：

- ・資料1 小田原市市民活動応援補助金応募の手引き
- ・資料2 小田原市提案型協働事業（平成28年度実施分）採択事業一覧
- ・資料3 おだわら市民交流センター利用方法のお知らせ
- ・資料4 おだわら市民交流センターUMECOオープニングイベントパンフレット
- ・資料5 市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について

6 会議内容

### ■ 開会あいさつ

### ■ 議題1「市民活動応援補助金について」

委員長：それでは議事に入る。議題1「市民活動応援補助金について」事務局より説明をお願いします。

（事務局 資料1に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で質問や意見はあるか。

委員長：募集の手引きは、実際に配布されるときには、カラー印刷になるのか。

事務局：色紙に白黒印刷を行う予定である。まだ色は決まっていないが、毎年色を変えている。

委員長：手引きの4ページのスケジュールの中で、事業の完了のところにサポートセンターと載っているが、市民交流センターに修正するのか。

事務局：実際配布するときには、市民交流センターとして配布する。

委員長：ほかに、サポートセンターと記載になっている箇所がないか。

事務局：確認し、修正する。

### ■ 議題2「市民提案型協働事業・行政提案型協働事業について」

委員長：それでは、議題2「市民提案型協働事業・行政提案型協働事業について」事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料2に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で質問や意見はあるか。

事務局：補足させていただく。市の支出額については、最終的には3月の議会の議決を受けて決定する。

■ 議題3「おだわら市民交流センターUMECOについて」

委員長：それでは、議題3「おだわら市民交流センターUMECOについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料3、4に基づいて説明)

委員長：ただいまの説明で質問や意見はあるか。

委員：愛称は市民に限らず一般公募であったが、ロゴはプロのデザイナーに頼んだとのことだが、どのようなデザイナーに頼んだのか。

事務局：デザイナーは、文化関係の部署から紹介をしてもらい、市内在住の平城ケン氏に直接お願いした。オープニングイベントにも招待している。音楽のCDジャケットなどを手掛けているデザイナーである。

委員：何案かあったのか。

事務局：デザイナーへ愛称の意味を伝え、作成してもらった。案は、色合いも含めて20～30ほどあった。

委員：UMECOのCOの字のサイズが小さくなっている気がするが。

事務局：実際は同じである。

委員：オープニングイベントでは、人が入りきるか。ちょうど紅葉シーズンで人も混んでいると思うがいかがか。

事務局：来場者の安全確保は最大限行う。イベントということで、出来るだけ多くの人を集めたい。人があふれて危険になるまでになるとは思わない。市の職員もスタッフとして対応する。必要に応じて入場制限なども行い、臨機応変に対応していく。

委員：制限すると外に人があふれるのでは。

事務局：そこまではないだろうと想定している。

委員長：市民交流センターへの登録団体は161と説明があったが、女性プラザと国際交流ラウンジに登録されている団体はどうなったのか。また、市民交流センターへの登録がなく、会議室を使う団体はどのようなものがあるか。

事務局：国際交流ラウンジの登録団体と女性プラザの利用者についても周知し、希望する団体は登録いただいている。なお、サポートセンターは450団体の登録がある。161団体と比べると減ったと見えるが、サポートセンターは更新制度がなく、活動休止している団体も登録し続けていた。実際のところ活動していたのは、これを大きく下回っていると感じており、活動していた多くの団体が、新しい施設にも登録している。会議室のみの登録をしているのは、市民会館で会議室を使用していた団体である。例えば、商業者や企業など、市民活動エリアを使わず、会議室を使う団体はそのような団体になる。

委員長：450団体すべてに案内を出したのか。

事務局：すべての団体に案内をしている。

委員長：これを機に実際の活動団体が分かって良いと感じる。

事務局：これからの登録は更新制にするので、登録団体数がそのまま活動団体数となる。

委員長：新たに市民交流センターに登録した団体はあるか。

事務局：現時点では把握できていない。

委員 長：UMECOのCOは協力や協働の意味で、KOではなくCOにしているとのことだが、意味の説明はどこかに載せているか。

事務局：広報10月1日号に載せている。また、作成途中であるが、施設のリーフレットに基本コンセプトやロゴや愛称の意味を掲載予定である。

委員 長：リーフレットの案は、この委員会の場で配布されていたか。

事務局：内部で作業中である。

委員 長：スタンプラリーはどこで行うのか。

事務局：施設内の回遊の目的のため行い、各コーナーを回っていただいた方に記念品を渡す予定である。

委員 長：資料の表記でお城でのスタンプラリーに勘違いされないか。

事務局：受付の案内で徹底する。

委員 長：オープニングセレモニーの場所と内容は、また内覧会には、私たち委員も参加できると思っていて良いか。

事務局：内覧会はセレモニーのあと行うので、そのまま参加していただける。セレモニーは施設の外で行い、内容は市民交流センターのことだけでなく、駐車場の完成式典も兼ねている。本委員会の委員の方々、施設の建設に関わる方などを集めて、テープカットなども行う型通りの内容である。

委員 長：雨の場合は。

事務局：テントを用意する予定である。

#### ■ 議題5「諮問事項について」

委員 長：それでは、議題5「諮問事項について」、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局：第1回において、小田原市から委員会へ諮問をさせていただいた。スケジュールとしては、本日は前田委員長からレクチャーをしていただき、意見交換としたい。次回は12月を予定し、クラウドファンディングを市内で実践している方から具体的な事例を紹介していただくという考えである。その次は2月を予定し、行政から情報提供し、諮問事項を検討していただく。

委員 長：ただいまの説明で質問や意見はあるか。

委員：クラウドファンディングとはなにか。

事務局：寄付を集めるための仕組みのひとつであり、何かを行うにあたって、寄付を求めるものである。例えば、田んぼアートやベルマーレなどがあるが、寄付金額に応じて、お米や試合チケットのプレゼントのバックがある。

委員 長：市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について、諮問となっている。資金の確保ではなく、もっと広い意味で資源の確保となっている。第6期の委員会において、サポートセンターに登録している団体からアンケートを取りながら、資金面の課題を考察してきた。公益的な活動を継続的に行うためには、活動資金や活動の担い手の不足等が課題として挙げられた。今回は活動資金の調達や新しいつながりの構築など、市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方で答申することとなっている。今回は、資源の多様性に注目し

て、今後の方向性を考える上でのたたき台としていただきたい。

(資料5に基づいて説明)

委員長：それでは、「市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について」報告する。表題には「資源の確保」とあるが、資金面を中心にお話する。内容は、1. 資源の多様性、2. 活動資金、3. 人的資源、4. 空間的資源である。

まず、1. 資源の多様性であるが、市民活動を活性化するための資源（リソース）は多様であることを認識する必要がある。金銭的側面が中心的に議論されることが多いが、活動の担い手である人材面に着目した人的側面、活動スペースの充実化など空間的側面、そのほか情報の伝達など、資源は多様である。多種多様な資源をどのように発掘し、有効に活用するかが重要となる。

そこで、2. 活動資金であるが、これには会費、寄付金、補助金・助成金、事業収入、融資などがある。

第一の会費については、会員の拡大が組織の継続においても重要である。会員は正会員と賛助会員に大別され、正会員は総会における議決権を有し、団体の運営に携わるとともに、資金を継続的に提供する役割も果たす。賛助会員は一般的に総会における議決権はないものの、団体の活動に賛同する方々が一定の会費を支払うもので、寄付に近くなる。また、会員に対して事業の際の料金を割り引くなどの特典を付与することも会員の拡大に寄与することがある。

第二は寄付金である。日本は寄付文化が根付いていないと言われる中、近年は徐々に拡大しつつあるといえる。寄付金拡大については、団体が活動をアピールすることが基本となるが、自治体におけるNPOに対する条例指定も一つの手段となる。NPOには認証、認定、仮認定、条例指定がある。認証は法人格を認めることで、市民活動団体の法人化である。認定は一定の基準を充足して認定を受けたNPO法人に対して寄付金控除などの税制上の優遇措置を講ずるもので、当該法人への寄付を促進する。仮認定は、設立から5年を経過していないNPO法人のうち、運営組織・事業活動が適正であると判断される法人に対して、1回に限り3年間、認定に準じた仮認定を行うものである。これらに加えて条例指定とは、個人住民税の寄付金控除対象となるNPO法人を自治体が個別に条例で指定し、寄付を促進するものである。小田原市には現在、独自の条例指定制度は存在していない。また、クラウドファンディングも近年注目されているが、これについては次回の委員会において実際に取り組んでいる方からお話を伺うため、ここでは詳細な説明は省略する。

第三は補助金・助成金である。すでに定着している小田原市市民活動応援補助金は、ここに位置づけられる。この補助金も当委員会の議論から生まれ、メニューの見直し、補助金交付の早期化など段階的に改善も実施している。このほか、県、民間の助成財団、社会福祉協議会などによる補助・助成も多様であり、これらについては積極的に広報していくことが求められる。種々の補助金・助成金の多くは受給できる回数に制限があるため、団体としては、新たな補助金・助成金を発掘していくことが必要となる。

第四は事業収入である。これは本来事業と非本来事業に大別される。本来事業は団体の目的に沿った事業であり、活動の根幹をなす一方、非本来事業は本来事業を実施するために行うもので、収益事業も含まれる。市民活動団体であっても収益事業を行うことは可能であり、この点はいっそう周知されるべきである。

第五は融資である。その主体としては、個人、信用金庫、労働金庫、信用組合、政府系金融機関などが考えられる。現状では、団体の代表者などの個人が団体に対して融資を行っているという例が少なくない。融資は個人中心から脱却していく必要がある。労働金庫で

は「ろうきんNPO事業サポートローン」を制度化しており、政府系では日本政策金融公庫も仕組みをつくっている。信用金庫では、一例として東京都の多摩信用金庫における「NPO事業支援ローン」がある。担保は原則として必要がなく、融資限度額は500万円、運転資金または設備資金に充てることができる。小田原市内の信用金庫にはこの種のローンは存在していないため、今後に期待したい。

そのほか、団体自身の運用資金、企業からの協力などがある。企業からの協力としては、現金による寄付だけでなく、不要となった物品の寄付などが結果として団体にとっては活動資金の援助と同様の意味を持つこともある。

以上、活動資金の調達方法は多様である。

次に、3. 人的資源に移る。ここでは、諸アクターとの連携を念頭に置いた活動の担い手について、また、継続的なボランティアの確保に絞って説明する。まず、活動の担い手を量的、質的に高めていくには、地域における諸アクターとの連携が重要である。第一に、地域活動との連携である。この点は過去の当市民活動推進委員会においても議論しているが、他の自治体においても解決が難しい課題である。小田原市における地域活動団体の代表的存在は自治会である。自治会は「地域割り」で、まさに狭域的に活動している。一方で、市民活動団体は「分野に応じて」活動している。しかし、この両者には共通の問題関心を有していることが少なくなく、それらの連携によって、よりよい活動の創出が期待できる。現状では必ずしも進んでいない両者の連携をいっそう進めていく必要がある。同様に、企業との連携を拡大していくことも重要である。「企業の社会的責任」が議論されるようになって久しく、その社会的貢献は今や常識化している。これを単に一般論で終わらせることなく、市内の企業とその勤労者の方々が市民活動に参加しやすい雰囲気づくりも求められる。

次に継続的なボランティアの確保である。小田原市に在住している方々はもとより、在勤、在学の方々、近隣自治体の住民、居住地にかかわらず特定分野への関心を有している方々など、対象は広範囲におよぶ。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用を通じてボランティアの呼びかけを図ることも手段として考えられる。インターネットを通じたこの種の手段には広域性、即時性があるため、そのメリットを活かすことが求められる。

最後に4. 空間的資源について簡潔に説明する。多くの市民活動団体にとって活動場所（スペース）の確保が課題である。とりわけ、法人化されていない団体、活動を開始してから間もない団体にとって、「適切な活動場所がない」ことが少なくない。暫定的に、その時点での代表者の自宅を活動スペースにしている事例もある。日常的な会議スペースの確保、弾力的に会議場所を発掘することが重要である。この点、近くオープンする市民交流センターに対する期待は大きい。また、同センターとしても、市内にどのような活動スペースがあるのか、場所、費用などをわかりやすく発信していく必要がある。活動が順調に進捗し、経済的に自立の度合いが高まってくると団体が単独で事務所を所有することもありうる。

以上、たいへん概括的ではあるが、「市民活動の活性化に向けた資源の確保のあり方について」の報告を終了する。ただいまの説明で質問や意見はあるか。

委員：担い手を増やしたり寄付を受けたりする場合、団体の情報を出して行くことが重要ではないかと思う。寄付をする側も、活動や資金運用の内容が見えないと、難しいのではないか。認証されているNPO団体であれば、県のホームページで情報が公開されているが、それ以外の団体は公開をする場も少ない。情報を出して行く仕組みの良い事例がないか。

- 委員 長：実際は難しい。寄付する側も団体のことをあまり知らないことが多い。寄付をした団体をきちんと見守ることは重要であると思う。県のホームページにリンクさせたり、同じデータを市のホームページに載せたりすることも可能かと思う。認証されていない、NPO法人でない任意団体は法制度上、情報公開を明確にする義務はないが、市民交流センターのホームページで見られるようにすれば周知はできる。しかし、団体数が多く情報過多になりやすいので、ホームページは見やすくするよう工夫が必要である。
- 委員：クラウドファンディングでは、東日本大震災の際、わかめ業者が募った寄付のようなものも含まれるのか。
- 委員 長：NPO団体だけでなく、業者なども対象になる。
- 委員：他の活動資金の調達方法として、融資となると返さなければならないのではないのか。利益を追求しないNPO団体が、返すものを作るのか。
- 委員 長：NPO団体は利益を追求しない団体であるが、利益をあげていけないわけではない。利益を団体の次の活動へ使ったり、融資を返すことに充当したりすることは可能である。
- 委員：ある企業に1円クラブというものがあり、登録している社員の給料の端数を集めて、団体に寄付しているものがある。市役所から市内の企業に広めたらどうか。
- 委員 長：給料から自動的に引くのは、市役所ではできるのか。
- 委員：すぐできるとは言えないが、NPO団体に限らず、日赤や災害などへの寄付をする機会はかなり多い。
- 委員 長：市民交流センターで受け皿になるような基金を作って、様々な企業から寄付を受け、そこから助成金を出せるようになったら理想である。基金というかたちにしておくと、年度のしびりがなくなり、支援をしやすくなる。
- 委員：市民活動の人的資源としては、定年退職者の方々に、担い手が多く出てくると思う。
- 委員：全体の3割が高齢者になる社会を迎えるときに、今まで公的な部分で抱え込んできたものについて、高齢者にも担い手として参画してもらうような仕組みづくりが必要となってくると思う。
- 委員 長：今までは高齢者というと、いかにケアしていくかが中心であったが、これからは高齢者の活躍の場を作っていくことが重要である。認知症や寝たきりになる年齢を引き上げることに繋がる。
- 委員：認定NPO法人とは。
- 委員 長：NPO法人の中で、一定の要件を満たして、税制優遇があるものが認定NPO法人である。「認定」のほかに、年限不足等はあるが同様に税制優遇される「仮認定」や、住民税について優遇される「条例指定」がある。
- 事務局：税制優遇を受けられる団体があり、寄付をすると住民税の控除が受けられるため、寄付を促そうという制度である。県で認定されていないと、市でも認定できない。
- 委員 長：市で独自の指定をできるようにすることもできるが、事務局の負担が大きくなる。川崎市でも条例によって仕組みを作っているが、かなり大変である。市川市では、市民税の1%を支援したい団体に寄付できる仕組みがある。
- 委員：活動場所の確保について、空き家バンクを利用できないか。

事務局：空き家バンク制度はあり、都市部が所管しているが、目的は街なかへの居住促進である。  
空き店舗も、商店会が間に入っているところもあるが、難しいようである。

委員長：川崎市では、空き店舗を市民活動カフェにしている例があるが、小田原市ではないか。

事務局：まち元気おだわらという事業者が、空き店舗を改装して使用している。その1階部分を貸し会議室として、活用している例がある。

委員長：1階は空き店舗であるが、2階に住んでいるので貸したくないという事例も多いか。

事務局：不動産会社の仲介には抵抗があることや、空き店舗でも生活には困っていないことが多いようである。

委員長：検討課題である。また議論を重ねていきたい。

#### ■ その他

委員長：その他について、事務局からお願いします。

事務局：次回の日程調整をお願いしたい。クラウドファンディングの事例を紹介してくれる方と日程調整したところ、候補日が12月21日（月）午前、12月24日（木）午前となった。

委員長：では、12月21日（月）9：30～12：00でよろしいか。

⇒委員了承

事務局：2月中旬に行う第4回の会議で応援補助金の一次審査も行うので、次回会議で日程調整させていただく。二次審査は3月12日（土）に行うので予定しておいていただきたい。

委員長：以上で、第2回小田原市市民活動推進委員会を終了する。